

リスクリング総合診断システム開発業務委託仕様書

1 概要

本仕様書は、リスクリング総合診断システム開発業務（以下「本業務」という。）の委託について、必要な事項を定めたものである。

2 業務の目的

デジタル技術の進展や環境問題の深刻化など、急激な速度で社会環境が変化する中で、特に企業活動におけるデジタル・トランスフォーメーション等への対応の必要性の拡大に伴い、労働生産性の向上に向けて、業務効率化や付加価値向上を図っていくためのリスクリングの重要性がますます高まってきている。

県内企業が、こうした環境の変化に対応し、持続的な成長につなげていくために、企業が自社のリスクリングの実践状況及び適切な取組事項・支援策を把握できるとともに、リスクリングを通じて従業員が習得すべきスキル等を明確にできるシステムを開発する。

3 業務実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 システム利用者

- (1) 広島県リスクリング推進宣言制度の登録企業のうち、システムの利用を県に申請し許諾された企業の人事部門等担当者（以下「企業ユーザー」という。）
- (2) 県の担当部門職員（以下「県庁ユーザー」という。）

5 委託内容

(1) 基本要件

以下の項目を必須要件とする。提案書には、各項目に対する具体的な実装方針、採用技術、想定される課題と解決策及び品質確保のためのアプローチ等を提案書に具体的に記載すること。

ア システムの形態

クラウド配信型のサービスであり、アカウントを付与された者がインターネット回線を通じてサービスにアクセスし、利用するものであること。

イ 対応ブラウザ

デスクトップ版の Google Chrome、Microsoft Edge、Safari それぞれに対応すること。

ウ ドメインの仕様等

(ア) システムのドメインは、「pref.hiroshima.lg.jp」等の「lg.jp」ドメインのサブドメインとし、具体的なドメイン名等については契約後に受託者と県が協議の上決定することとする。

(イ) ドメインの登録、管理、及び DNS・SSL 証明書の設定等に必要な各種手続き（サーバ証明書発行手続き等を含む）については、契約締結後、県と受託者が双方の役割分担を協議の上、連携して実施すること。なお、受託者は県からの指示に基づき、秘密鍵・CSR（証明書署名要求）の作成、交付された証明書のサーバへの設定（証明書の持ち込み）、及び DNS 設定に必要な情

報の提供を行うものとする。

エ セキュリティ対策

利用するサービスにおいては、ISMS (ISO/IEC 27001) を取得していることに加え、次のいずれかを満たしていること。

- (ア) ISMAP クラウドサービスリストに登録されていること。
- (イ) ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録されていること。
- (ウ) クラウドサービスにおける第三者認証として ISO/IEC 27017 を取得していること。
- (エ) すべての通信を暗号化 (TLS 1.2 以上) し、SSL/TLS 証明書を適切に導入・更新管理すること。
- (オ) ログイン認証においては、ブルートフォース攻撃対策 (連続失敗時のアカウントロック機能等) 及び適切なセッション管理機能を実装すること。
- (カ) クロスサイトリクエストフォージェリ (CSRF) やクロスサイトスクリプティング (XSS) 等の脆弱性対策 (トークン検証や入力値無害化など) を確実に講じること。

オ システム機能要件

本業務の目的を達成するため、システムの具体的な画面構成や詳細なロジック、機能仕様については、県が提示する要求に沿って受託者が設計・提案すること。なお、システムには少なくとも以下の要件を満たす仕組みを備えること。

(ア) 認証・ユーザー管理

利用者の種別 (企業ユーザー、県庁ユーザー) に応じた認証機能を提供すること。具体的には、ログイン、新規登録、パスワードの変更・再設定及び県庁ユーザー側での適切なユーザーアカウント管理やステータス管理、緊急時のアカウント無効化等の制御ができる設計であること。

なお、具体的なユーザー登録フロー (企業が直接登録するか、県が承認するか等) や権限の定義については、契約締結後、県の要求に沿って受託者が最適な運用プロセスを設計・提案すること。

(イ) リスキリング診断

企業ユーザーがシステム内で入力したリスキリングの取組状況、課題等の内容に基づき、自社のリスキリングの進捗度合いを診断し、診断結果を画面上に表示すること。

リスキリングの進捗度合いについては、県が提唱するリスキリングの取組ステップ¹を踏まえたスコアリング等の方法により、分かりやすく表示するとともに、他社の平均スコアを併記する等、企業ユーザーが自社の状況を客観的に把握できるようにすること。

また、診断結果の表示については、県の支援策や企業事例を掲載した Web ページ (既存の県ポータルサイト) へのリンクを併記する等、企業ユーザーが診断結果を把握できるのみならず、課題解決に向けたアクションに繋げることができる設計とすること。

さらに、企業ユーザーが必要に応じて診断結果を PDF 等でダウンロード・再出力できる機能を備えること。

(ウ) スキル診断

¹企業におけるリスキリング実践のためのポイントや留意点を示している「広島県リスキリング推進ガイドライン」において、リスキリングの取組手順を4つのステップに区分したもの。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcm-reskilling/guidelines.html>

企業ユーザーがシステムで入力した部門、職種、職階等の内容に基づき、自社の従業員に推奨されるスキルを診断し、診断結果を画面上に表示すること。また、診断結果に基づき関連する学習コンテンツを推薦する機能を提供すること。

なお、企業ユーザーの入力項目及び診断結果については、「スキル整理表」²に基づくものとし、推薦する学習コンテンツは「デジタルリテラシー習得のための動画コンテンツ」³とし、これらへのシームレスな連携・推薦方法について受託者が最適な手法を提案すること。

さらに、企業ユーザーが必要に応じて診断結果を PDF 等でダウンロード・再出力できる機能を備えること。

(エ) データ管理

システム内で利用するスキル整理表、支援策、実践事例、動画コンテンツ等の各種マスターデータを登録、変更、削除、参照できる管理機能を提供すること。

(オ) 履歴管理

過去に実施した診断の履歴を一覧表示し、閲覧できる機能を提供すること。また、必要に応じて履歴内容の一部を編集できる機能等も検討すること。

(カ) UI/UX・ウェブアクセシビリティ

a 利用者が直感的かつ迷わず操作できるような画面設計とすること。適切な操作ガイダンスやエラーメッセージを表示し、利用者のストレスを最小限に抑えるユーザビリティを実現すること。

b ウェブアクセシビリティについては、「JIS X 8341-3:2016」の適合レベル AA に準拠すること。

(キ) 県庁ユーザー向け機能

システム全体の診断データを一覧表示し、傾向を把握できる統計・分析機能を提供すること。また、マスターデータやユーザー権限等を管理できる管理者用設定画面を設けること。

(ク) 運用・保守

システムの安定稼働を維持するため、定期的なデータバックアップ機能を提供すること。また、システムリソースや機能稼働状況を継続的に監視し、異常を検知した場合にアラートを発する機能を実装すること。

(2) 自由提案事項

基本要件に加え、貴社の知見等に基づく創意工夫ある提案を行う事ができる。提案書には、提案内容が本業務の目的達成にどのように貢献するか、具体的な効果（定量的・定性的）、実現可能性、導入スケジュール及び費用対効果等を具体的に記述すること。

【自由提案の観点例】

- ・機能・サービス拡張

5（1）の範囲を超え、システム利用者の利便性向上やリスクリテラシー推進の効果を高めること

²県内企業がリスクリテラシーを推進していく上で必要となるデジタル・DXに関するスキルを体系的に整理し、具体的にどのようなスキルを持つ人材を育成すべきかを明確にするための参考資料として県が作成・提供している資料。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcm-reskilling/skill-seirihyou.html>

³県内企業におけるリスクリテラシー等を通じたデジタルリテラシーの向上を目的に、県が作成・提供している動画学習コンテンツであり、YouTube（限定公開）において全48本の動画を展開。県に対し利用を申請し許諾された企業のみ利用可能。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcm-reskilling/digital-literacy-contents.html>

が見込まれる独自の機能やサービス。

- ・利用者体験の革新 (UI/UX)

直感的な操作性や魅力的なデザインに留まらず、利用者のエンゲージメントを高め、継続的な利用を促すような先進的な UI/UX 改善策。

- ・データ利活用の高度化

収集されるデータの分析・活用を高度化し、県施策の立案や効果測定に貢献する具体的な提案。

- ・運用効率化・持続可能性

システムの安定稼働を長期的に支え、運用の効率化やコスト最適化に貢献する技術的・運用的な工夫。

- ・利用促進・普及戦略

システムの導入後の効果的な利用促進策や、県内企業への周知・普及に関する具体的な戦略。

- ・セキュリティ・データガバナンス

高度なセキュリティ対策に加え、データの適切な管理・運用（データガバナンス）に関する具体的な取組や提案。

- ・その他

上記観点にとらわれず、本業務の目的達成に資すると考えられるあらゆる自由な提案。

6 スケジュール

作業区分	第1 四半期			第2 四半期			第3 四半期			第4 四半期				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
(1) 契約				★										
(2) 開発・実証				●	開発	→	→	→	→	→	●	実証	→	
(3) リリース													★	
(4) 運用保守													●	→

※本システムのリリースは令和9年3月としているものの、県から企業に対する本システムの周知開始は令和9年4月を予定。

※具体的な開発・運用計画等については提案書に記載すること。

7 業務執行体制

受託者は、本業務を円滑に遂行するための適切な業務執行体制を構築し、県との緊密な連携を図ること。担当者の専門性、過去の実績等についても提案書に記載すること。

8 成果物

- (1) Web システム一式
- (2) 運用保守体制図（契約後、速やかに電子データで県へ提出）
- (3) 本業務の実施状況に係る月次報告書（翌月 10 日までに電子データで県へ提出）
- (4) 業務完了報告書（業務完了後、10 日以内に電子データで県へ提出）

9 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 業務実施にあたっては、円滑かつ効率的に進めるため、県と連携しながら業務を進めること。
なお、業務内容に疑義が生じた時は、県はその都度、受託者に対し状況の報告を求めることができるものとする。
- (2) 本業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、県と協議の上処理すること。
- (3) 県は受託者へ業務内容等を確認する場を設けることができる。その際には、受託者は仕様内容を満たしていることを示す必要書類（サービス画面などの必要情報）を提示しなければならない。
- (4) 県は本事業の実施にあたり、必要な措置が講じられているかどうかを確認及び検証するため、定期又は随時にその実施状況の報告を求めるほか、必要に応じて監査ができるものとする。
- (5) 県が監査を実施するにあたり、必要な情報を県に提出するとともに、他社のクラウドサービス事業者とも必要な調整を行うものとする。
- (6) 受託者は、セキュリティ事故、情報システム上の欠陥及び誤作動を発見、若しくは県民等から報告を受けた場合には、速やかに県へ報告し、指示を受けること。

10 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

委託業務の一部を再委託しようとする場合には、再委託先ごとの業務の内容、業務の体系図及び行程表、再委託先の概要及びその体制を明記したものを事前に書面で報告し、県の承認を得なければならない。

(2) 完了報告等

委託期間終了後、10日以内に業務委託完了報告書を県へ提出すること。

(3) 業務の履行に関する措置

ア 本業務（再委託した場合を含む）の履行につき、著しく不相当と認められるときは、県は受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。

イ 受託者は、上記要求があった時は、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県へ書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護

本受託業務内で新たに取得した個人情報及び、受注時に県が提供する個人情報等について、別紙の「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、適切に管理を行うこと。なお、本事業受託期間終了後に県の指示に基づいて適切に返却又は破棄すること。

(6) 肖像権、著作権等に関する取扱い

- ア 本業務により発生した成果物等について、肖像権及び著作権に係る紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わない。
- イ 肖像権及び著作権について、事前に細心の注意を払い調査し、必要に応じて許諾を受けるなど問題が生じないようにすること。
- ウ 肖像権及び著作権に係る使用料等の支払が必要な場合は、委託料の範囲内で受託者が負担すること。
- エ 本業務において作成し、納入した成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、県に無償で譲渡すること。

11 情報セキュリティに関する要件等

(1) 情報システムに関する措置

- ア 不正アクセスを防止するためのアクセス制御を実施すること。
- イ クラウドサービスで個人情報を取り扱う場合には、機密性保護のため暗号化すること。
また、その情報資産の破棄についても考慮し、データ消去対応の際には暗号鍵を削除するなどの簡易かつ確実な対応により、保存した情報を復元困難とする管理を行うこと。更に、受託者はデータ消去が確実に行われたことを示す書類を県に提出すること。
- ウ 不正プログラム（ウイルス、スパイウェア等）により個人情報の流失事案が発生した場合には、ウイルス感染したパソコンの特定とウイルス感染したパソコンのネットワークからの切り離しを行うこと。また、二次被害を防ぐためにウイルス名の特定と駆除、漏えいした情報の回収を速やかに行うこと。更に、再発防止策として、セキュリティ強化を図るとともに業務執行体制の見直しを行うこと。

(2) 情報資産への脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施するものとする。

- ア 部外者の侵入、不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去等
- イ 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、プログラム上の欠陥、操作ミス、故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- ウ 地震、落雷、火災等の災害並びに事故、故障等によるサービス及び業務の停止

(3) 情報セキュリティ対策

(2) で示した脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講じるものとする。

ア 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入りの防止や、情報資産を損傷・妨害等から保護するために物理的な対策を講じること。

イ 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定め、職員に情報セキュリティに関する法令等の内容の周知徹底等の必要な対策を講じること。

ウ 技術的セキュリティ対策

情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、アクセス制御、不正プログラム対策等の技術的な対策を講じること。

(4) 脆弱性対策等の実施

ア 受託者は本業務を実施するにあたり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

イ 受託者は、情報システムに対する不正アクセス、コンピュータウイルス、不正プログラム感染等、情報システムの脆弱性に係る情報を常時収集すること。また、システムの安全性・安定稼働に及ぼす影響の高い脆弱性（情報システムの基盤となるソフトウェア等に係るものを含む）が判明した場合は、速やかに県へ報告及び協議の上、可能な限り迅速に必要な対策（セキュリティパッチの適用又は回避策の実施等）を講じるとともに、当該脆弱性の内容及び対応結果について、その都度、県へ書面又は電子データにより随時報告すること。

12 運用保守業務

本システムの運用保守業務について、以下に示す作業を実施すること。

No.	区分	項目	内容	頻度
1	稼働状況監視	稼働監視	システムの稼働・不稼働アカウント監視	常時
			異常発生時の記録書作成及び県への報告	異常発生時
			障害の振り分け・障害対応	
2	セキュリティ監視	ネットワーク状況監視	バックアップの実施・回線状況の監視 不正侵入・不正操作等の監視	常時
		ウイルス監視	ウイルス・不正プログラム検知・除去 ソフトウェアの保守及び更新・保管状況の確認	
3	ログ管理	ログチェック	パッチの適用・回避策等の対応・情報周知等	異常発生時
			情報システムのログ等の記録・保存 取得したログの点検・分析	随時
4	管理業務	月次報告書作成	アカウント数の集計、保護すべき情報へのアクセスの記録及び県へ報告	毎月
5	構成管理	ソフトウェア構成管理	ソフトウェア構成・バージョン管理	随時
6	変更・リリース管理	バージョンアップ	ブラウザのバージョンアップ対応	
		変更管理	機能追加等の情報管理	
7	保守業務	定期保守	機器定期点検の実施	年1回以上
8	データ管理	バックアップ	バックアップの実施	随時
9	その他		システム運用に必要な事項	必要時

13 その他

- (1) 受託者は、本業務の進捗状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施を図ること。
- (2) 受託者は、本業務の執行にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議・調整を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務の実施過程で生じた事故や災害等については、大小に関わらず県に早急に報告し、指示を仰ぐこと。
- (4) 契約の締結、本業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者が負担すること。
- (5) 本業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、県は受託者に協議を申し出る場合があり、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更可能な限り応じること。
- (6) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。